

●がん登録部会

| | |
|-----------|---|
| 日 時 | 平成23年7月22日（金） 14:00～16:00 |
| 場 所 | 奈良県医師会館 |
| 出席委員 | 6名（欠席：3名） |
| これまでの経過 | <ul style="list-style-type: none"> ・他府県の地域がん登録室視察（H22.6） ・「地域がん登録モデル事業」の実施（対象9医療機関） ・奈良県地域がん登録実施要綱の制定（H23.4.1） |
| 議 題 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 「奈良県地域がん登録実施要綱」の改正について 2. 奈良県地域がん登録事業の実施方法について |
| 内 容 | <ol style="list-style-type: none"> 1. 「奈良県地域がん登録実施要綱」の改正について <ul style="list-style-type: none"> ・要綱第要綱第4条「情報の収集」について改正 ・第10条「情報の利用」について改正 ・「奈良県地域がん登録事業資料の利用及び提供に関する取扱要領」の検討。 2. 奈良県地域がん登録事業の実施方法について <ul style="list-style-type: none"> ・地域がん登録届出、データの収集等について確認及び承認。 ・「奈良県地域がん登録事業における個人情報等管理要領（案）」の検討。 |
| 今後の予定 | <ul style="list-style-type: none"> ・地域がん登録の協力依頼 ・医療機関向け説明会の実施（9月頃） |
| 協議会での協議事項 | <ul style="list-style-type: none"> ・「奈良県地域がん登録実施要綱」改正（案）について |

奈良県地域がん登録事業実施要綱（改正案）

（目的）

第1条 本事業は、本県におけるがん患者の発症、死亡及び医療状況の実態を把握することにより、がんの罹患率の測定、がん患者の受療状況、生存率の算出等を行い、本県におけるがん対策施策の推進と医療水準の向上に資するとともに、県民の健康増進に寄与することを目的とする。

（実施主体）

第2条 県は、社団法人奈良県医師会（以下「県医師会」という。）、県内に所在する各医療機関（以下「医療機関」という。）、市町村、その他の関係機関の協力を得て、地域がん登録事業を実施する。

（対象となる疾患）

第3条 本事業の対象となる疾患は、すべての悪性新生物及び性質不詳の新生物とし、国際疾病分類－腫瘍学による分類基準による。

（情報の収集）

第4条 県は、本事業の対象となる個人情報の収集に関しては、奈良県個人情報保護条例に基づき、事業目的を達成するため、必要な範囲内で病院、診療所、保健所等の機関から収集することができる。

（助言指導）

第5条 県は、がん登録事業を円滑かつ効果的に実施するため、奈良県がん対策推進協議会がん登録部会（以下「がん登録部会」という。）の指導助言等を得ながら事業を推進するものとする。

（事業内容）

第6条 県は、がん登録事業を効果的に実施、運営するために次の事業を実施する。

- （1） 医療機関に対するがん登録事業の推進の協力依頼
- （2） 奈良県地域がん登録届出票（様式第1号、以下「届出票」という。）及び死亡情報の収集
- （3） 登録情報の電算処理及び各種統計・分析資料の作成
- （4） その他登録情報精度向上のために必要な事項

（登録室の設置等）

第7条 県はがん登録の実施にあたり、奈良県医療政策部保健予防課内にがん登録事業の拠点として、奈良県地域がん登録室（以下、「登録室」という。）を置く。

- 2 登録室に、登録室の管理運営の責任者として登録室管理者を置く。

（登録の方法）

第8条 がん登録は次の方法により行う。

- （1） 届出票による届出
医療機関の医師は、がんを診断し、次に掲げる場合においては、届け出票に必要事項を記載し、登録室あてに提出するものとする。
 - （ア） 該当患者が入院している場合は、次のいずれかに最初に該当したとき
 - 1) 該当患者が退院したとき

- 2) 入院期間が6ヶ月を越えたとき
 - (イ) 該当患者が入院していない場合は、次に掲げるとき
 - 1) がんと診断し、外来手術を行うときは、外来手術を施行したとき
 - 2) がんと診断し、外来手術を行わないときは、外来手術以外の治療を開始したとき
 - (ウ) 自院においてがんと診断した患者が、治療等のため他院に転院したとき（以前に自院で届出を行っている場合を除く。）
 - (エ) 以前に自院で届出を行っている場合で、次に掲げるとき
 - 1) がんであるとして届出を行ったが、診断をがんでないと変更したとき
 - 2) がんの原発部位の診断を変更したとき
 - 3) 手術を行わない予定であったが手術を行ったとき
 - (オ) がん患者が死亡したとき
- (2) 磁気媒体による届出

がん診療連携拠点病院等、院内がん登録を実施している医療機関の医師は、国立がん研究センターに院内がん登録データを報告する時期に、該当年の登録データを地域がん登録用に出力し、磁気媒体により提出する。（年1回）
- (3) 医師に対する問い合わせ

登録室は、届出票・磁気媒体を提出した医師に対して、必要に応じ、文書又は電話により問い合わせをすることができる。
- (4) 死亡情報の提出

保健所は、他の保健所への移送分、県外からの移送分を含めた当該月分の人口動態調査死亡小票（人口動態調査令施行規則（昭和23年厚生労働省令第6号）第6条に定める様式第7号、以下「死亡小票」という。）を転写し、翌月末までに登録室に提出する。
- (5) 出張採録

登録は、原則として医療機関からの届出によるが、登録室職員は、情報収集のために必要な場合は、医療機関の承認を得た上で出張採録を行うことができる。
- (6) 生存確認調査
 - (ア) 生存確認調査は、がんと診断された年の5年後に行うものとし、別に定める期日現在の登録患者の生死を確認する。ただし、当該期日現在において、死亡年月日が明らかな者、及び消息不明者等については、生存確認調査の対象外とし、その旨登録する。
 - (イ) 登録室は、生存確認調査の結果に基づき、次により処理する。
 - 1) 生死が判明した者についてはその旨登録する。
 - 2) 県内において住所を変更した者については、変更後の住所を登録し、次回の生存確認調査の対象とする。
 - 3) 県外に転出した者については、可能な範囲において追跡するものとする。
 - 4) 生死及び転出が不明である者については、以後生存確認調査は行わない。
 - (ウ) 登録室職員は、市町村、保健所及び医療機関の協力を得て生存確認調査を実施する。
- (7) 登録データの作成
 - (ア) 登録室においては提出された届出票、死亡小票の転写票に基づき登録を行い、その資料を適切に保管するものとする。
 - (イ) 登録室は、登録したデータを基に次に示すような疫学的解析等を行う。
 - 1) 罹患率の推計
 - 2) 受療状況の把握
 - 3) 生存率の推定
 - 4) がん予防、医療活動の評価
 - 5) 医療機関への支援

6) その他疫学研究に必要な事項

(精度管理)

第9条 がん登録事業の精度の確保等

- (1) 県は、がん登録事業の精度の確保等を図るため、届出票の検査、出張採録、生存確認調査、登録データの疫学的解析等を実施するものとする。
また、精度管理の実施にあたり、必要がある場合、または、がん登録事業の推進にあたり生じた不明な事項等については、がん登録部会に諮問し意見を求めることができる。
- (2) がん登録部会は、県から前項の規定に基づく諮問等があった場合は、適切に対応するものとする。

(情報の利用)

第10条 情報の利用は次のとおりとする。

- (1) 県は、本事業で得た情報により、報告書を作成し公表する。
- (2) 県は、本事業で得た情報は、奈良県個人情報保護条例の主旨に鑑み、個人情報の保護に十分配慮しつつ、がん原因の究明、がん予防活動の評価、医療活動の評価等、がん予防の推進並びにがん医療の向上に寄与する目的で利用することができる。その利用手続きについては別途定める。

(守秘義務)

第11条 県、届け出をした医療機関及び市町村等関係機関は、本事業を実施するにあたり知り得た情報について、第三者に漏らし又は本事業の目的以外に利用してはならない。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項等についてはがん登録部会に諮問し県において決定する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

一部改正 平成23年 月 日

| 新 | 旧 |
|--|---|
| 奈良県地域がん登録事業実施要綱 | 奈良県地域がん登録事業実施要綱 |
| (目的) 省略 | (目的) 省略 |
| (実施主体) 省略 | (実施主体) 省略 |
| (対象となる疾患) 省略 | (対象となる疾患) 省略 |
| (情報の収集) 第4条 県は、本事業の対象となる個人情報の収集に関しては、 <u>奈良県個人情報保護条例に基づき、事業目的を達成するため、必要な範囲内で病院、診療所、保健所等の機関から収集することができる。</u> | (情報の収集) 第4条 県は、本事業の対象となる個人情報の収集に関しては、 <u>奈良県個人情報保護条例第5条第2項第8号の規定に基づき、事業目的を達成するため、本人以外の者から収集することができる。</u> |
| (助言指導) 省略 | (助言指導) 省略 |
| (事業内容) 省略 | (事業内容) 省略 |
| (登録室の設置等) 省略 | (登録室の設置等) 省略 |
| (登録の方法) 第8条 <u>がん登録は次の方法により行う。</u> (1)～(3) 省略 | (登録の方法) 第8条 <u>がん登録は次の方法により行う。</u> (1)～(3) 省略 |

| 新 | 旧 |
|--|---|
| <p>(4) 死亡情報の提出 保健所は、他の保健所への移送分、県外からの移送分を含めた当該月分の人口動態調査死亡小票（人口動態調査令施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 6 号）第 6 条に定める様式第 7 号、以下「死亡小票」という。）を転写し、翌月末までに登録室に提出する。</p> <p>(5) ～ (7) 省略</p> <p>(精度管理) 省略</p> <p>(情報の利用) 第10条 情報の利用は次のとおりとする。 (1) 県は、本事業で得た情報により、報告書を作成し公表する。 (2) 県は、本事業で得た情報は、奈良県個人情報保護条例の主旨に鑑み、個人情報保護に十分配慮しつつ、がん原因の究明、がん予防活動の評価、医療活動の評価等、がん予防の推進並びにがん医療の向上に寄与する目的で利用することができる。 <u>その利用手続きについては別途定める。</u></p> <p>(守秘義務) 第11条 県、届け出をした医療機関及び市町村等関係機関は、本事業を実施するにあたり知り得た情報について、第三者に漏らし又は本事業の目的以外に利用してはならない。</p> <p>(その他) 省略</p> | <p>(4) 死亡情報の提出 保健所は、他の保健所への移送分、県外からの移送分を含めた当該月分の人口動態調査死亡小票（人口動態調査令施行規則（昭和 23 年厚生労働省令第 6 号）第 6 条に定める様式第 7 号、以下「死亡小票」という。）のうち、<u>届出地、届出月、事件簿番号、氏名、男女別、生年月日、死亡したとき、住所地、死亡の原因</u>を転写し、翌月末までに登録室に提出する。</p> <p>(5) ～ (7) 省略</p> <p>(精度管理) 省略</p> <p>(情報の利用) 第10条 情報の利用は次のとおりとする。 (1) 県は、本事業で得た情報により、報告書を作成し公表する。 (2) 県は、本事業で得た情報は、奈良県個人情報保護条例の主旨に鑑み、個人情報保護に十分配慮しつつ、がん原因の究明、<u>がん</u>予防活動の評価、医療活動の評価等、<u>がん</u>予防の推進並びにがん医療の向上に寄与する目的で利用することができる。</p> <p>(守秘義務) 第11条 県、届け出をした医療機関及び市町村等関係機関は、本事業を実施するにあたり知り得た情報について、第三者に漏らし又は<u>前条</u>の目的以外に利用してはならない。</p> <p>(その他) 省略</p> |

奈良県地域がん登録事業実施要綱一部改正新旧対照表

| 新 | 旧 |
|---|---------------------------------------|
| <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。 <u>一部改正</u> 平成23年 月 日</p> | <p>附 則 この要綱は、平成23年4月1日から施行する。</p> |

地域がん登録の流れ

出張採録
廻り調査

国立がんセンターがん対策情報センター
各県の地域がん登録のデータを
を収集し、罹患率全国値を推計

医療機関

届出票、
磁気媒体の作成

医療機関A
がんの診断
院内がん登録へ登録

受診



別の病院
へ受診

医療機関B
がんの診断
登録票の作成

届出票の作成

奈良県地域がん登録室

専用封筒【料金受取
人払い】(県が配布)

- 届出票の受付
- 届出票チェック
- 登録作業
- 死亡小票の受付
- 死亡情報の入力
- 生存確認調査
- 照合 (同一人物・同一腫瘍の判断)
- 集約作業
- 集計、解析
- 報告書の作成

提出

報告

生存確認調査

意見

報告・諮問

奈良県医療政策部
保健予防課

- 地域がん登録事業
の企画・運営
- 関係機関への周知
- 奈良県がん対策推
進協議会がん登録
部会の運営
- 報告書の作成
- 結果の公表等

保健所
死亡小票の転写

市町村
生存確認調査票の作成

奈良県がん対策推進協議会
がん登録部会